

小坂町建設工事条件付き一般競争入札実施要綱の運用について

第3条関係

公告に当たっては、次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項（予定価格を含む。）
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 落札者の決定方法
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

第4条関係

- 1 小坂町建設業者等級格付名簿（以下「格付名簿」という。）の等級に係る要件については、当該工事の工種及び請負対応額に対応する小坂町建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監一134）別表3（等級別発注標準表）に定める等級とするものとする。ただし、特別の施設又は技術を要する工事である場合又は当該工事の工種及び請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ない場合にあっては、同表に定める等級以外の等級とすることができる。

第7条関係

- 1 競争入札参加資格確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。

第10条関係

- 1 入札書の提出期間は原則として3日以上とし、提出期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。また、期間の設定に当たっては、公告の日から入札書の提出期間の末日までの間において、建設工事等競争入札事務の取扱い第7に定める見積期間が確保されるような日程とするものとする。
- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあっては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするとともに、地域要件の設定等において競争性の確保に十分留意するものとする。

第12条関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、開札の日を基準として判断するものとする。

- (1) 格付名簿の等級及び電子入札運用基準に基づく利用者登録については、公告の日を基準とする。
 - (2) 配置予定技術者については、落札決定通知予定日の5日後（余裕期間を設定する工事にあつては工事着手指定日又は工事着手期限日、議会の議決に付さなければならない契約に係る工事にあつては本契約締結予定日、現場施工着手日の指定をする工事にあつては当該着手日）を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件（格付名簿の工種・等級に係る要件を除く）を満たさなくなつたことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかつたものとみなすものとする。
 - 3 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の資格・工事経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあつては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと）。この場合、当該落札候補者に対しては、嚴重注意の上、次回以降も不備・不足等があつたときは指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。

また、確認申請書等に記載された配置予定技術者が資格・工事経歴を満たさないものであつた場合又は専任配置させることができない者であつた場合は、配置予定技術者の変更は認めないものとする（要件を満たしている技術者が病気、退職等やむを得ない事情によって配置できないものと認められる場合に限って、要件を満たす他の技術者との変更を認める）。
 - 4 確認申請書等に記載された技術者が秋田県発注工事及び町発注工事においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該工事の発注機関に入札執行状況を確認する等により、重複して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の工事について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札において落札者として、関係発注機関との調整を図るものとする。
 - 5 秋田県税及び町税、並びに社会保険料に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決定後に落札者から提出される秋田県税及び町税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を受理することをもって確認に代えるものとする。
 - 6 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、落札候補者の構成員が他の共同企業体の構成員となつていないことについて、すべての入札参加資格確認申請者のJV申請書等により、重複がないことを確認するものとする。
 - 7 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回つた場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。

る。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。

- (1) 開札時において、入札に参加している入札価格が低い3者について入札参加資格における基礎的要件（格付名簿の工種・等級、営業所の所在地、指名停止及び指名差し控えに関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が3者未満となる場合にあつては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が3者に達するまで確認を行うものとする。
 - (2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で見積内説明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。
 - (3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。
 - (4) 落札候補者が様式第3号のうち増員配置予定技術者に係る用紙を提出していない場合又は同用紙に増員配置予定技術者に関する記載がない場合は、増員配置「否」とみなして、低入札価格調査を行う。
 - (5) 同日に開札を行う複数の工事において低入札価格調査を行うこととなり同一の建設業者が複数の工事の落札候補者となり得る場合で、かつ、増員配置予定技術者として同一の技術者が記載されているときは、分割発注を除き、専任配置を求める工事（専任配置を求める工事が複数ある場合は開札順）から順次落札候補者とするものとし、記載された増員配置予定技術者数と同数の工事数を超えて専任配置を求める工事の落札候補者とししないものとする。
- 8 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札審査会でまとめて審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確定してからでなければ行うことができない。

- 9 余裕期間を設定する工事であつて任意着手方式の場合に提出を求める工事着手日報告書は、入札参加資格を判断する書類ではないことに留意すること。

なお、工事着手日報告書の提出が無い業者又は記載内容に不備がある工事着手日報告書（例：工事着手日に休日を指定している、記載された技術者が工事着手日からの当該工事への配置不可能等）を提出した業者に対しては、落札決定後に4項で規定する注意喚起を行ったうえで提出を求めること。

第13条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通

知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

第14条関係

- 1 秋田県税及び町税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長及び小坂町町民課が発行する納税証明書等を提出させることにより確認するものとする。
- 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が、町が発注した他の工事において第2項の規定により確認書を提出している場合又は町が発注した業務において小坂町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用第14条関係第2項の規定により確認書を提出している場合は、当該確認書の発行日の属する月内に限り、当該確認書の写し及び当該他の工事又は業務の契約書の写しを提出させることにより確認できるものとする。

附 則

この運用については、令和6年4月1日から施行する。